

書札礼と文書から見た室町・戦国期の儀礼秩序

小久保 嘉紀

日本史学専門 後期課程 3年

1. 調査目的

本プロジェクトでは、室町・戦国期の社会において各大名家ごとに作成された、文書作成の故実である書札礼の分析を通し、当該期に存在した儀礼秩序の全体像を明らかとすることを主な目的とする。具体的な地域としては、東国の大名家の書札礼を分析対象とし、東国における儀礼秩序や、それと中央の室町幕府の儀礼秩序との関係を考察する。また、その書札礼通りに実際に文書が作成されていたのか、もしそのように作成されていなかったのならば、その要因は何か、という問題意識の下、当該期の東国の文書についても、とくにその宛所への礼の厚薄に注目して調査を行う。

室町・戦国期の東国社会の儀礼秩序を考察する上で、関東（鎌倉・古河）公方の存在を無視することはできない。関東公方は、東国、とくに関東地域における統一権力として、関東諸氏を統轄するものであったが、しばしば中央の室町将軍に対して叛旗を翻し、対抗するものであった。このような関東公方の儀礼秩序と、室町将軍の儀礼秩序とはどのように関係するのか、また、関東公方の下に編成される儀礼秩序の下で、関東諸氏はどのように位置付けられるのか、という点について考察したい。それらの考察の結果、主に書札礼を通じた儀礼秩序から見た、室町・戦国期の東国社会のあり方についての解明の一助とすることを、調査目的とする。

2. 調査概要

以上の調査目的の下、関東公方関係の書札礼と文書、関東諸氏（佐竹氏）関係の書札礼と文書を分析対象とし、去る2007年1月28日(土)・29日(日)に、史料所蔵の関係機関に赴くことで調査を行った。ここで、関東諸氏の中でとくに佐竹氏を取り上げたのは、鎌倉期以来、関東に勢力を保持していた佐竹氏が、室町・戦国期の、関東公方を中心とした関東の儀礼秩序の中でどのように位置付けられていたのか、という点を考察

するのは意義があることと考えたためである。また、佐竹氏には書札礼が残存しており、また近世にも秋田藩主として家が存続したため、佐竹氏関係史料が比較的豊富に残存するという、調査上の利点も挙げられる。

まず、調査初日の1月28日(土)には、関東公方関係の書札礼と文書の分析を目的として、東京大学史料編纂所と古河歴史博物館に赴いた。東京大学史料編纂所では、関東公方足利家の伝来史料群である『喜連川文書』の影写本¹⁾、及び、その『喜連川文書』の調査報告書である、栃木県立博物館人文課編『栃木県立博物館調査研究報告書 喜連川文書』（栃木県立博物館、1993年）に接することができた。この調査報告書には、『喜連川文書』所収史料の過半の写真が掲載されており、実際の文書様式のあり方、例えば、文字の大きさや筆の運び、また、料紙の種類や大きさといった情報について確認することができた。古河歴史博物館では、古河市に関わる、とくに古河公方とその近辺の人物の発給文書・受給文書を収めた『古河市史 資料中世編』（1981年）に接することができ²⁾、また実際に、その内の数点の文書については、肉眼で確認することができた。

次に、調査2日目の1月29日(日)には、佐竹氏関係の書札礼と文書の分析を目的として、秋田県公文書館と佐竹史料館に赴いた。秋田県公文書館では、旧秋田藩主佐竹氏の伝来史料群である『佐竹文庫』を閲覧した。その中でもとくに、佐竹氏の書札礼である、『旧記書札集』³⁾・『佐竹書札之次第』⁴⁾・『佐竹家書札』⁵⁾に接することができた。佐竹史料館では、残念ながら思うような成果は挙げられなかった。

3. 調査成果

(A) 関東公方をめぐる書札礼

まずは、『喜連川文書』に収められた、関東公方と室町将軍とが関係する文書の様式上の分析から、両者の儀礼秩序の上でのあり方について考察したい。

第一に、文書に記載された文言の変遷に注目することにより、室町将軍にとっての関東公方の位置付けがどのように変化したのか、という点について考察したい。永和年間の将軍足利義満から関東公方足利氏満宛ての文書と⁶⁾、文明年間の将軍足利義政から関東公方足利成氏宛ての文書とを比較検討する⁷⁾。まずは、前者が年月日を記載する御判御教書であるのに対して、後者は月日のみを記載する御内書であるのに最大の特徴がある。御判御教書と比較して、御内書はより略式なものであり、私的な文書である⁸⁾。従って、後者の方が薄礼であると言えよう。また、前者の書止文言が「謹言」であるのに対して、後者は「仍状如件」である。発給者の署名としては、前者は「義満」と実名を書いて花押が据えられているのに対して、後者はただ花押が据えられているのみである。これらの点からも、後者の方がより薄礼であると言えよう。ただし、花押の位置は共に日下であり、また花押の大きさは共に同程度である。このことから署名（花押）に関しては、前者と後者との間で礼の厚薄に差異が見られるものの、それは一程度の差異であり、極端な差異とまでは至らないとも指摘できる。そして、宛所については、両文書とも官途書であり、室町将軍は他氏と比較して関東公方に対しては、一程度の厚礼をもって遇していることが分かる⁹⁾。しかし、文書上の充所の位置について確認してみると、前者は日付の位置とほぼ同じ高さであるのに対して、後者は日付の高さから2文字分下の位置にある。この点からも、後者の方が薄礼であることが分かる。なお、宛所に付される敬称である「殿」字については、その崩し方により礼の厚薄が示されるが¹⁰⁾、両文書の「殿」字の崩し方を確認したところ、同程度であった。それでは、実際に「殿」字の崩し方による差別化が行われていたのかという点についても確認したい。後者の文書と、後者の文書と同時期に発給された、将軍足利義政から関東管領上杉房定宛ての文書との比較検討を行うこととする¹¹⁾。その結果、関東公方宛ての文書の「殿」字と比較して、関東管領宛ての文書の「殿」字は、限り無くかなに近いものであった¹²⁾。したがって、当該期には「殿」字の崩し方の差異によって、宛所に対する礼の厚薄について実際に差別化が行われていたことが確認できる。

第二に、文書の物質的な差異に注目したい。まず、文書に使用される料紙についてであるが、文書群としての『喜連川文書』に収められる文書の料紙の種類は、斐紙と楮紙の2種類であった。そこで分析の結果、基本的に、楮紙は武家間の文書に使用されるのに

対して、斐紙は発給者・受給者のいずれかに公家が該当する場合の文書に使用されていた¹³⁾。実際に当該期の書札礼の規定には、「武家ニハ、杉原ナラデハ文ヲバカ、ヌ事也」と¹⁴⁾、武家の場合には、杉原紙、すなわち楮紙を料紙として使用するとある。したがって、『喜連川文書』からは、武家社会内におけるの礼の厚薄に基づいての斐紙か楮紙かという選択は行われてはおらず、公家社会にその文書が関わる場合、斐紙が使用されていたと考えることができる。なお、料紙の大きさについては、概ね縦35cm前後、横50cm前後であり、それによる差別化の意図は希薄と判断した。

(B) 関東諸氏（佐竹氏）をめぐる書札礼

次に、佐竹氏関連の書札礼を分析することにより、佐竹氏から見た当該期の関東の儀礼秩序について考察したい。

まず、『佐竹書札之次第』・『佐竹家書札』についてである。これらについては、市村高男氏の研究がある¹⁵⁾。この二つの書札礼は内容的に共通する箇所が多い。また、雛形として引用されている文書の年月日から、ともに天文年間末期の実態を表しているものと考えられる。書札礼の内容としては、佐竹氏当主の書札礼のあり方についての規定と、佐竹氏家中の序列に関わる書札礼についての規定とがある。前者の中には、佐竹氏から室町将軍宛ての文書も引用されており、中央との接触を窺わせる。この点、里見氏の書札礼とは対照的である¹⁶⁾。なお、佐竹氏から室町将軍・関東公方宛ての文書は共に披露状の形式であり、その他の書止文言などの点からも、礼の厚薄は同程度であることが分かる。また、佐竹氏から他の関東諸氏に対する書札礼の規定を見ると、佐竹氏と同等の存在として千葉氏ら関東八家、佐竹氏より下る存在として関東八家の庶流、そして行方衆と呼ばれる常陸国行方郡の国人衆が挙げられる。ここで興味深いのは、千葉氏についての書札礼の規定に、「昔ハ殿ノ字真ナリ」とある点や、関東八家相当の家格として、後北条氏を加えられている点である。後北条氏についての書札礼の規定には、「佐竹よりハ以前ハ北条左衛門大夫殿とくたりかき也」とある。これらの点から、関東の儀礼秩序における、千葉氏の地位低下、後北条氏の地位上昇が窺える。とくに、後北条氏の地位上昇については、関東公方の庇護者であることや、関東公方との姻戚関係が関係しているものと考えられる。

次に、『旧記書札集』を取り上げる。この書札礼については、不明な点も少なくないが、引用されている

文書の歴名から、16世紀前半から天正年間にかけての、とくに中央の人名がまみ見られることから、中央の影響が強い書札礼として考えられる。

以上の佐竹氏関連の書札礼については、いまだ分析課程にあるため、文書の収集を交えてさらなる分析を後日に期したい。

4. 結 語

以上、いまだ分析課程にあるが、今回のプロジェクトの成果と今後の課題についてまとめて結びとしたい。

室町将軍から関東公方宛ての文書は、年次を経るにつれて薄礼化する傾向にある。文書様式上の変遷からその点が確認できた。ただし、料紙の種類や大きさについてはその限りではなく、料紙の種類については公武の差異の影響が強い。また、武家の書札礼については、官位ではなく家格が反映される。無位無官の者でも家督の地位にある場合、その家の家格に応じて書札礼の上で遇されるためである。

佐竹氏の書札礼からは、佐竹氏は関東公方とも関係する一方で、室町将軍をはじめとする中央とも関係する様相が窺える。また、関東の儀礼秩序における諸氏の没落・興隆も窺える。

今後の課題としては、中央の儀礼秩序と関東の儀礼秩序との関わりの、より具体的な解明が挙げられる。関東公方は自らを、「天皇に任命された二人の将軍の内一人」と¹⁷⁾、室町将軍に比肩する存在として認識していたことが窺えるが、それは関東諸氏からどのように認識されていたのか。また、市村高男氏は、東国領主層は関東公方を中心とする「礼」的秩序に編成されることにより、家臣団を「礼」的秩序の中に封じ込めようとしていたとするが¹⁸⁾、戦国期の後北条氏の関東公方の庇護と、主に後北条氏の敵対勢力による室町将軍への接近は、関東の儀礼秩序にどのような影響を及ぼしたのか。以上の点に留意しつつ、今後も中央と関東の儀礼秩序の、とくに関東から照射した中央の儀礼秩序の研究を進展させていきたい。

注

- 1) 『喜連川文書』の大部分は、『栃木県史 史料編・中世2』(1975年)に翻刻、収録されている。
また、関東公方足利家の書札礼である『古河公方家書札礼』は、『喜連川文書』所収である。
- 2) 後に、歴代古河公方の発給文書は、佐藤博信編『戦国遺文 古河公方編』(東京堂出版、2006年)にまとめられた。
- 3) 請求番号 AS209-1。
- 4) 同じく AS209-2。この史料については、『日本史学集録』第

24号(2001年)において、佐々木倫朗・今泉徹両氏により翻刻が行われている。

- 5) 同じく号 AS209-3。この史料についても、同じく翻刻が行われている。
- 6) 「永和2年11月6日付足利義満判物」(『喜連川文書』第1号。『喜連川文書』の史料番号は、『栃木県史 史料編・中世2』に従う。以下同じ)。
- 7) 「(文明13年)11月27日付足利義政御内書」(『喜連川文書』第10号)。
- 8) 佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版局、1997年)。
- 9) 武家社会においては、宛所を官途書で表すのは厚礼であった。『大館常興書札抄』(『群書類従』消息部)。
- 10) 『大諸礼集』。
- 11) 「(文明13年)11月27日付足利義政御内書」(『喜連川文書』第9号)。
- 12) 『大諸礼集』に、「かなに『どのへ』と書きたるはかかざるほどの事なり」とある。
- 13) 「4月3日付足利義晴書状」(『喜連川文書』第25号)・「(天文24年)10月16日付近衛植家書状」(『喜連川文書』第33号)・「10月22日付近衛植家書状」(『喜連川文書』第37号)。
- 14) 『書札作法抄』(『群書類従』消息部)。
- 15) 市村高男「中世領主間の身分と遺構・遺物の格——戦国期の書札礼の世界から見た若干の提言——」(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第8集、1997年)。
- 16) 『里見家永正元龜年中書札留抜書』(内閣文庫蔵)。この史料については、『千葉大学人文研究』第17号(1987年)において、佐藤博信氏により翻刻が行われている。
- 17) 『鎌倉年中行事』。
- 18) 市村高男「書評：佐藤博信『古河公方足利氏の研究』」(『歴史学研究』第616号、1991年)。

参考文献

(関東公方関係)

[史料]

- ・『喜連川文書』(東京大学史料編纂所蔵)
- ・『栃木県史 史料編・中世2』(1975年)
- ・『古河市史 資料 中世編』(1981年)
- ・佐藤博信編『戦国遺文 古河公方編』(東京堂出版、2006年)

[研究]

- ・阿部能久『戦国期関東公方の研究』(思文閣出版、2006年)
- ・伊藤喜良『中世国家と東国・奥羽』(校倉書房、1999年)
- ・佐藤博信『中世東国の支配構造』(思文閣出版、1989年)
- ・同氏『古河公方足利氏の研究』(校倉書房、1989年)
- ・田辺久子『関東公方足利氏四代』(吉川弘文館、2002年)
- ・栃木県立博物館人文課編『栃木県立博物館調査研究報告書 喜連川文書』(栃木県立博物館、1993年)
- ・渡辺世祐『関東中心足利時代之研究』(雄山閣、1926年)

(佐竹氏関係)

[史料]

- ・『佐竹文庫』(秋田県公文書館蔵)
- ・千秋文庫編『千秋文庫所蔵 佐竹古文書』(千秋文庫、1993年)
- ・佐々木倫朗・今泉徹『佐竹之書札之次第・佐竹書札私』(秋田県公文書館蔵)、『日本史学集録』第24号、2001年)

[論文]

- ・市村高男「中世領主間の身分と遺構・遺物の格——戦国期の書札礼の世界から見た若干の提言——」(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第8集、1997年)